

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会議録第三十五号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
委員 長規君 理事佐久間 徹君
淺香 忠雄君 川野 芳滿君
高田 一三君 夏堀源三郎君
三宅 則義君 宮崎 靖君
高田 富之君 宮原幸三郎君
深澤 義守君 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵事務官(日本 久米 武文君
専売公社監理官) 佐藤 一郎君
大蔵事務官(主 泉 美之松君
計局法規課長) 佐藤 新一君
大蔵事務官(主 佐藤 新一君
計局法規課長) 佐藤 新一君
大蔵事務官(主 泉 美之松君
計局法規課長) 佐藤 新一君

委員外の出席者
大蔵事務官(管財局 松永 勇君
国有財産第一課長) 松永 勇君
日本専売公社塩腦 長沼 徹君
局しよう課長 長沼 徹君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月十五日

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第七八号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件
国有財産特別措置法案(内閣提出第七五号)

一般会計の歳出の財源に充てるため
の米国対日援助物資等処理特別会計
から繰入金に関する法律案(内
閣提出第六一号)

財産税等収入金特別会計法を廃止す
る法律案(内閣提出第六五号)

郵政事業特別会計法及び電気通信事
業特別会計法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六七号)

資金運用部預託金利率の特例に関す
る法律案(内閣提出第七五号)

漁船再保険特別会計法の一部を改正
する法律案(内閣提出第七七号)

漁船再保険特別会計における漁船再
保険事業について生じた損失を補て
んするための一般会計から繰入金
金に関する法律案(内閣提出第七八
号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

まず去る十五日本委員会に付託され
ました資金運用部預託金利率の特例に
関する法律案、漁船再保険特別会計法
の一部を改正する法律案、及び漁船再
保険特別会計における漁船再保険事業
について生じた損失を補てんするため
の一般会計から繰入金に関する法律案
の三案を一括議題として、政府当
局より提案趣旨の説明を聴取いたしま
す。政府委員西村大蔵政務次官。

資金運用部預託金利率の特例に関
する法律案

資金運用部預託金利率の特例に
関する法律

1 郵便貯金特別会計から資金運用
部に預託された資金(以下「預託
金」という。)で、契約上の預託期
間が五年以上のものに対しては、
資金運用部資金法(昭和二十六年
法律第百号)第四条第三項の規定
にかかわらず、同項第四号の規定
による利率を附する外、昭和二十
七年度以降当分の間、年一分以下
の範囲で、政令で定める利率(以
下「特別利率」という。)により利率
を附する。

2 昭和二十八年度以降の各年度に
おける特別利率は、前年度におけ
る特別利率より低いものでなけれ
ばならない。

3 預託金で契約上の預託期間満了
前に払いもどしたものに對して
は、第一項の規定にかかわらず、
特別利率による利率を附さない。

4 預託金に対する特別利率による
利率は、毎年三月三十一日及び九
月三十日に当該預託金の経過預託
期間に応じて日割計算により支払
う。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一
日から施行する。

漁船再保険特別会計法の一部を改
正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を
改正する法律

漁船再保険特別会計法(昭和十二
年法律第二十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一条中「漁船保険法」を「漁船損
害補償法(以下法ト謂フ)」に改める。
第二条及び第三条を次のように改
める。

第二条 本会計ハ之ヲ普通保険勘
定、特殊保険勘定及義務勘定ニ区
分ス

第三条 普通保険勘定ニ於テハ普通
保険ニ関スル再保険事業經營上ノ
再保険料、法第百三十九条第二項
ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入
金、積立金ヨリノ生ズル収入、借入
金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入ト
シ同事業經營上ノ再保険金、法第
百四十条第一項ノ規定ニ依ル交付
金、再保険料ノ還付金、借入金ノ
償還金及其ノ利息、一時借入金ノ
利息其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出
トス

ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入
金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入
トシ再保険事業ノ業務ノ執行ニ要
スル經費及其ノ他ノ諸費ヲ以テ其
ノ歳出トス

第三条ノ四 普通保険勘定ハ特殊
保険勘定ニ於テ決算上剩余ヲ生ジ
タルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ
当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立
ツベシ

普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ
於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ
当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足ス
ベシ

業務勘定ニ於テ決算上剩余ヲ生ジ
タルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰
入ルベシ

第四条第一項中「本会計ニ」を「普
通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ」に、
「本会計ノ負担」を「当該勘定ノ負担」
に、「借入」を「借入金」に改め、同条
第二項中「借入」を「借入金」に、「純
再保険料」ヲ以テ再保険金及再保険料
ノ還付金ニ普通保険勘定又ハ特殊
保険勘定ニ於テ再保険料ヲ以テ再保
險金及再保険料ノ還付金」に改め
る。

第五条中「本会計」を「各勘定」に改
める。

第六条第一項中「本会計ニ」を「普
通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ」に、
「本会計ノ負担」を「当該勘定ノ負担」
に、「一時借入」を「一時借入金」に改
める。

第三条ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第
百四十一条第二項及第百四十三条

第七條中「本會計」を「普通保險勘定及特殊保險勘定」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 内閣ハ毎年度本會計ノ予算ヲ作成シ一般會計ノ予算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

第九條中「本會計」を「普通保險勘定及特殊保險勘定」に改め、「事業費」を削る。

第十條中「勅令」を「政令」に改める。

附則第二項を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年年度の予算及び決算並びに同年分の収入支出については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、この會計に屬する旧漁船保險法（昭和十二年法律第二十三号）第十七條ノ二第一項の特約による保險（以下「旧特殊保險」という。）の再保險に係る未経過再保險料及び支払備金は、特殊保險勘定の所屬となり、旧特殊保險以外の同法による保險（以下「旧普通保險」という。）の再保險に係る未経過再保險料及び支払備金は、普通保險勘定の所屬となるものとする。

4 前項に規定するものの外、旧特殊保險又は旧普通保險の再保險事業に係る權利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保險勘定、普通保險勘定又は義務勘定に所屬するものとする。

5 旧特殊保險又は旧普通保險の再保險事業に係る權利義務に関する

經理は、それぞれ漁船再保險特別會計の特殊保險勘定、普通保險勘定又は義務勘定において行ふものとする。

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案

政府は、旧漁船保險法（昭和十二年法律第二十三号）第十七條ノ二第一項の特約による保險の再保險に係る事業について、昭和二十六年年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年年度において、一般會計から、八千萬元を限り、漁船再保險特別會計の特殊保險勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○西村（直）政府委員 ただいま議題となりました資金運用部預託金利率の特例に関する法律案外二法律案につきま

第一番目に、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案につきま

て、その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は、明年度実施を予定されます郵便貯金の利率の引上げなどに伴いまして、郵便貯金特別會計におきまして、支払利息などの経費が

増加し、明年度以降当分の間、収支の不均衡を生ずることが予想されます。郵便貯金特別會計から資金運用部に預託された資金の利率を引上げる措置を講じ、同會計の収支の不均衡を緩和しようとする趣旨のものでございます。現在郵便貯金特別會計から資金運用部に預託されている資金で、約定期間五年以上のものに対しましては、資金運用部資金法の規定によりまして、年五分五厘の利率で利子をつけているのでありますが、明年度以降当分の間、資金運用部資金法の規定による利率で利子をつけま

すは、年二分の利率を設け、この利率によりまして利子を附加することといたす趣旨でございます。この措置は、郵便貯金特別會計の独立採算が可能になる見通しがつくまでの臨時的措置でございます。その特別利率は毎年度政令で定めることといたし、かつまた昭和二十八年年度以降は、前年度より低く定めることといたしておるのでございます。

次に漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案の理由を御説明申し上げます。これまでの漁船保險法を全面的に改めまして、新たに漁船損害補償法を制定いたすべく、本國會におきまして御審議を願うことといたしておりますが、これに伴いまして、漁船再保險特別會計法に若干の修正を加えることが必要となつたのであります。すなわち漁船再保險特別會計に、新たに普通保險、特殊保險及び業務の三勘定を設けまして、おの／＼その經理を明らかにいたしまして、右勘定の歳入及び歳出につきま

して規定いたしますとともに、普通保險勘定及び特殊保險勘定におきま

る、決算上生ずる剰余金または不足金の処理方法、並びに業務勘定におきま

する決算上の剰余金の処理方法について規定いたしました。あわせて必要な経過規定などを設けるといふ趣旨でございます。

第三に、漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に関する法律案につきま

して、その提案の理由を御説明申し上げます。漁船保險法の規定によりまして、拿捕 抑留などの事故を保險の目的として特約いたします特殊保險につきま

して、昭和二十六年年度におきましては、保險事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保險特別會計におきま

す。この不足金は、その事故の性質にかんがみまして、一般會計からの繰入金をもちまして補填することが、適當であると考へられますので、その措置を講じますためにこの法律案を提案いたしましたのでございます。なお、ただいま申し上げました特殊保險に関する經理は、別途御審議をお願いいたしておる漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律案によりまして、この會計に新たに設けられる特殊保險勘定においてなされることになつておりますので、損失補填金は、この特殊保險勘定に繰り入れることといたしておりますのでございます。

以上が三法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に国有財産特別措置法案、一般會計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等處理特別會計から繰入金に関する法律案、財産稅等収入金特別會計法を廃止する法律案、及び郵政事業特別會計法及び電氣通信事業特別會計法の一部を改正する法律案の四案を一括議題として、質疑を行ひます。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。——ちよつと速記を待つてくださ

○小山委員 専売公社の久米監理官及びしよう 腦課長が見えておりますので、この際質問を申し上げたいのでありますが、このしようのうの問題は、今度の物調法の閉止の問題からみましても、いろいろの問題があるのでありますけれども、このしようのうの生産の状況、それから物調法廢止に伴いますところの取納価格を、どういふふうにお考へになつておるか。これをまず最初に御質問申し上げたいのであります。

○長沼説明員 しようのうの生産でございますが、最近の三、四年間は平均大体年間三千トン程度の計画をもちまして、計画生産をやつて参つたのであります。計画は、本年、二十六年年度におきましては、特に海外の需要増加という状況にかんがみまして、製腦者の前々からの希望でありました増産をするという線をきめまして、現在では三千トンよりも約四割ちよつと増の四千三百トンの計画で参つておるわけでありまして、四月以来この二月までの生産は、約三千八百二十トンばかりだと思

【速記中止】

○佐藤委員長 速記を始めて。小山長規君。

○小山委員 専売公社の久米監理官及びしよう 腦課長が見えておりますので、この際質問を申し上げたいのでありますが、このしようのうの問題は、今度の物調法の閉止の問題からみましても、いろいろの問題があるのでありますけれども、このしようのうの生産の状況、それから物調法廢止に伴いますところの取納価格を、どういふふうにお考へになつておるか。これをまず最初に御質問申し上げたいのであります。

○長沼説明員 しようのうの生産でございますが、最近の三、四年間は平均大体年間三千トン程度の計画をもちまして、計画生産をやつて参つたのであります。計画は、本年、二十六年年度におきましては、特に海外の需要増加という状況にかんがみまして、製腦者の前々からの希望でありました増産をするという線をきめまして、現在では三千トンよりも約四割ちよつと増の四千三百トンの計画で参つておるわけでありまして、四月以来この二月までの生産は、約三千八百二十トンばかりだと思

【速記中止】

います、大体計画量の九割の実績を上げております。あと一月でございませぬが、現在のところ時期がちょうど最盛期に当たりますので、ほぼ計画量近く達成されるのではないかと、かように推察をしておる次第であります。

収納価格につきましては、公社といまして、昨年の八月に原木その他労働、諸資材の値上り等にかんがみまして、二十四年の五月に価格改訂がありました。それよりも相当引上げの必要を感じましたので、約一割五分ばかり値上げして参つたのであります。その後製材の方におきましては、この程度の値上げをもつては、足らずとして、再三にわたり陳情が参つておるようなわけであります。公社といたしましては、生産面がうまく行くかどうかは、専売事業の運営に最も大きな影響がありますので、十分それぞれの具体的な因子につきましても、慎重に調査検討をしております。なおかりに上げるとしますれば、相当財源があるわけではあります、そういうふうな方面のことなど、いろいろ諸般に及ぼす影響等も十分考究して、これが対策には慎重に検討を参つておるようなわけであります。

○小山委員 物調法が廃止になりますと、しようのうの収納価格というものについて、おのずから変化があらましようして、それから物調法でもつて今政府の買上げ価格がきまつておるようなものについても、変化が出て来るであろうかと思つておるわけですが、その問題についてはもうすでに対策なり準備をされておるのかどうか。それをひとつ伺つておきたい。

それからもう一つは、この生産の増加についてはどういふふうな手を打とうとされておるのか。原木の生産の増加についてはどういふふうな手を打とうとされておるのか。それをあわせて伺つておきたいのであります。

○長沼説明員 物調法の廃止になつたあかつきには、現在の原則として、原木をしようのうの用に使用するというふうな規制ははずれるわけでありませぬが、これに伴う善後処置につきましても、林野庁その他とも十分協議いたしまして、諸情勢を見合うように適当に善処したい、こゝろいふふうに考へておられます。

それから生産の確保につきましても、ことに原木のお話でございますが、しようのうのうといたしまして、原木の供給者のうち約半分近くが国有林であります。従つて国有林につきましても、これまで林野庁と十分協議いたしまして、確保に遺憾なきやうに期したいと思つて、民有林につきましても、林野庁、地方庁とも十分協議をとりまして、原木の確保に遺憾のないようになつておきたいと思つておられます。

○小山委員 生産の確保につきましても、原木の大部分が国有林ということであるわけですが、これは民有林も相当あるわけでありませぬ。ここに一つの問題があるわけでありませぬ。これは生産確保の手段としてお考えになつたのであらうかと思つておるわけですが、宮崎県の児湯郡の都農町という町の所有地に、専売公社が地上権を設定して、そこにくすを植えておられる。ところがこの地上権の設定されておるところの山林を専売公社であつて切つてしまつた、そうし

て都農町に損害を与えたというような事実が、陳情書でもつてわかつたのであります。これは御承知でありますか。

○長沼説明員 ただいまの御質問につきまして、最近公社の地方局からも書面をもつてその模様を陳述して参りました。また省からも御連絡が参りましたので、それらの模様については存じておられます。

○小山委員 この問題の解決いかんということは、今後のしようのうの生産や原木の確保という政策に、私は非常な影響が出て来るであらうかと思つておられます。つまり、この損害の補償ということに誤りがあるかと、今後生産意欲を阻害するということに、非常な心理的影響を及ぼして来るであらうかと思つておられます。この補償についてはどういふ方針でおやりになるつもりか。実地調査はむろんやられるわけでありませぬが、その補償の算定の基準というものを、現在の、ただ切られた原木の実価ということでおやりになるかとするのか。それともこれが成長したあかつきにおいては得られたであらう利益というものを、算定の基準に置かれるのかどうか。これはよほど慎重にお考えにならないと、生産意欲を阻害する悪影響を他に及ぼして行くであらうか、こう考えますので、この損害補償についてはすみやかに実地調査をすると同時に、その損害の算定にあつては、将来得られたであらう利益というふうなものも、相当十分にお考えになるべきではなからうか。もつともその原因が故意にやつたのか、あるいは過失によつてやつたのかによつて、若干の差異はあらうかと思つておられます。

すけれども、これは故意にやつたのか過失でやつたのか、その辺からお聞かせ願ひたいのであります。故意にやつたか過失でやつたのか。故意にやつたのであるとするならば、専売公社としては十分な補償もなければならぬ。またかりに過失であつたとしても、将来得らるべき利益というものが、民心に及ぼす影響は非常に莫大なものがあるといふようなことを考へますので、この方針について専売公社としての御方針を伺つておきたいのであります。

○長沼説明員 公社といたしましては、現在直営造林を行つておられますが、直営造林の方法といたしましては、公社では土地を持つていませぬので、地元の土地に地上権を設定して造林をやつておるようなわけであります。しかもくすの成長につきましても、最低四十年もかかりますので、大體地上権の設定のケースが約四十年という長期にわたるものであります。本件は都農町と地上権の設定契約をやつて造林をやつておるわけでありませぬが、この造林地において、かような問題を起したということは、公社として非常に遺憾に思つておるところであります。ただ公社といたしましては、かような処置をしたのが決して故意でないといふことだけは、はつきり申し上げられるかと思つておられます。それからかりに損害がありますかどうかにつきましても、あるいはその程度につきましても、今のところの地元の地方局の意見と、町当局の意見とをうまく合致しないようでありませぬ。従つて私どもとしましては、どの程度のものか判断しか

ねるわけでありませぬけれども、この点につきましては、ただいま申し上げましたように、造林というものは今後四十年も地元の方にお話を願わなくてはならないのであります。そういう趣旨からいたしまして、なるべく円満に解決したいと願つておるようなわけであります。そこで公社といたしましては、至急に地方局と地元の方と共同に調査をいたしましては、お互いに互譲の精神でもつて具体的な結果をはじいていただきまして、その上でなるべく円満に措置するようにいたしたい、こゝろいふふうに考へておられます。その上で損害額があらますれば、どういふふうな補償の方法を講ずるかを考究したいと考へておる次第であります。

○小山委員 重ねて伺ひますが、実地の調査はいつやられるのかということが一つ。それからその損害の算定にあつては現状、つまりたとえばその切られた木がどの程度の木であるかといふことは、私も承知しませんが、現状の木は価格でもつて損害賠償をしようとするのか。あるいは将来得らるべき利益ということを算定の基準にするのか。この方針だけは伺つておきたいのであります。

○長沼説明員 調査につきましては、さつそく地方局に通知いたしまして、至急実行するように考へておられます。それからかりに損害があつた場合の損害の算定方法でありませぬが、これにつきましては私専門家でありませぬので、ちよつとここに損害の算定方法について申し上げかねるのであります。

○小山委員 一般の方針は私は伺へるであらうかと思つておられます。これは久米監理官か

らお答え願いますが、現状の、つまり切られた木、あの木の数量の現在の価格で算定するの。あるいはもしそのあやまちがなかったならば、何年後後に得られたであろう利益をも勘定に入れるのか。これは私はその状況によつて連うと思つておられますけれども、町の当局としては将来得らるべき利益といふことを相当考へておるに違ひない。それをただ単に現在の価格に直せばこの程度のものであるからといふことでは、これは私は、円満妥協、互譲の精神といふことは、互譲でなくて押しつけになつてしまふ。でありますから、損害補償の方針としては、将来得らるべき利益といふことは、当然その勘定の中に入れてなければならぬものと思つて、専売公社の方針はどうか。これを伺つておるのであります。それからすみやかにといふのは、たとえばこの三月の年度末までには、もう調査を實行するのだといふのであります。それともまだ日取りがきまつていない、来月になるかもしれぬ、再来月になるかもしれぬといふ御意向であるのか。それもあわせて伺つておきたい。

○久米政府委員 たいま専売公社の塩脳局のしよう脳課長からお答えいたしました通り、しようの事業の円満な運営といふことをまず第一に念頭に置きまして、具体的問題につきましては、公社の当該地方局と当該の町との間によく話し合ひをつけて、お互いに納得するよふな結論を得たいといふことは、先ほどしよう脳課長から答弁いたしました通りであります。実地調査の時期につきましては、できるだけ早く町にも御協力を願ひまして、共同調査を

いたすといふことで、三月中に結論が得られるといふよふな事態を、私どもは希望しておるわけでございます。それから損害の算定の基準につきましても、これは現場でもつて共同調査の際に、実情に即した損害額の算定を、お話し合ひでいたすといふよふなことに相なると思つておりますが、全体を通じて、しようのうに關する専売公社の事業が、公社と關係の町村との間で円満に行くよふにといふ十分な配慮を持つておることだけは、私からも重ねて申し上げたいと思ひます。

○小山委員 円満なる解決をはかるためには、もとより町当局も互譲の精神をもつてやらなければならぬことはわかつておりますが、役所と地方団体との場合には、對等の立場といふ議論はなか／＼むずかしい。どうしても役所側に押されがちなのであります。でありますから、専売公社としては将来の問題をお考へになつて、その町の問題としてお考へにならずに、国全体の生産確保のためには、譲るべきところは大幅に譲るといふお考へで進まれんことを、私は特に希望しておきたい。従つてその算定の基準については、今売ればこのくらいのものであるからといふよふな、そんな事務的なお考へでなしに、十分これを保育し、それからこれを守り育てて行くところの町民の心理といふものを、よほど重大視してお考へにならないと、将来の生産確保問題に非常な悪影響を及ぼすのではないだらうか。この点を憂へますので、特にその問題に十分な御配慮をお願いいたしておきたいのであります。以上をもつて私の質問を打ち切ります。

○佐藤委員長 次会は明十九日午前十

時より開会の上、税の關係及び国有財産關係法案に対する質疑を行うことといたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会